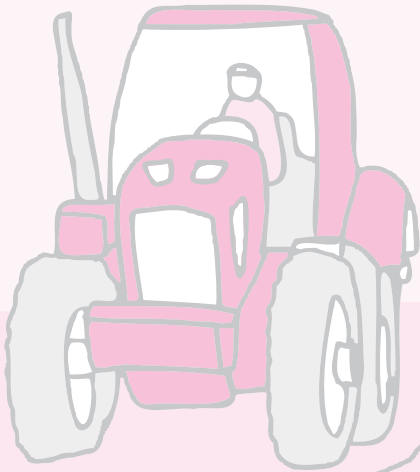




野々市市 農業委員会 だより

☎ 市農業委員会事務局（土木課内）
☎ 227-6081 FAX 227-6253

農業委員会の主な役割

農業委員会は、農地の確保と利用の最適化など、農地に関する業務を行う行政委員会です。

①農地の確保と有効利用

- 農地の貸し借り・売買・農地転用の審議
- 農地の利用状況調査（農地のパトロール）

②農地などの利用の最適化

- 農業の担い手に農地を集積・集約化
- 遊休農地^{※1}の発生防止・解消
- 市内で新しく農業に参入する人に対する支援

③農業の担い手の育成・確保

- 農業の法人化、農業経営の合理化に対する支援
- 農業一般に関する調査および情報提供

※1 耕作に使用されておらず、かつ、今後も引き続き耕作の目的に使われる見込みのない農地

農業委員会での手続き

農地の貸し借り・売買を行う場合や、農地を宅地などの農地以外の用途に変更する「農地転用」を行う場合は、農業委員会での手続きを行う必要があります。

届 出 随時受け付け

許可申請 毎月10日締め切り

※10日が土日・祝日の場合は翌開庁日

	農地を耕作目的で 売買・貸し借り	農地転用	
		自分で使用	自分以外の 人が使用
市街化 区域	農地法第3条の 許可申請	農地法第4条の 届出	農地法第5条の 届出
市街化 調整区域	農地法第3条の 許可申請、 利用権設定	農地法第4条の 許可申請	農地法第5条の 許可申請

<現況確認願について>

登記地目を雑種地や宅地から農地に変更した場合は、農地台帳上農地以外の扱いとなっているため、農業委員会での手続きが必要になります。詳しい手続きの方法は農業委員会まで問い合わせてください。

農業者年金 ～安心・豊かな老後を～

農業者年金の特徴

- 積み立て方式で安心
- 加入・脱退は自由
- 保険料は全額社会保険料控除
- 保険料はいつでも変更可能（月2万円～6万7千円）
※35歳未満で認定農業者に該当しないなど、一定の要件を満たす人は月1万円から加入可。
- 農業の担い手には保険料補助
- 終身年金（80歳までの死亡一時金あり）

加入資格

- 20歳以上60歳未満で国民年金第1号被保険者^{※2}もしくは60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者
- 年間60日以上農業に従事する人

※2 日本国内在住で20歳以上60歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生および無職の人とその配偶者



農業に関する情報を分かりやすく届けます。生活に役立つ記事も充実しています。

発行日 毎週金曜日

購読料 月700円（税込み）

発行元 全国農業会議所



申し込みは
市農業委員会
事務局まで！